平成２１年（フ）第５００号
名古屋市千種区鹿子殿14番２号　藤和ライブタウン鹿子殿101号
破産者　森川鉄筋こと　森川　寿典
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７２号
愛知県一宮市三条字道東49番地１　ハイツ松寿201号
破産者　河尻　　保
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７０１号
愛知県春日井市王子町１番地２区136号
破産者　稲葉　麻衣
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０２号
名古屋市西区大野木１丁目93番地、住民票上の住所愛知県清須市土器野851番地
破産者　西田　幸子（旧姓中野）
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４９号
名古屋市緑区森の里１丁目94番地　森の里荘２棟202号
破産者　潮崎　岩男
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第８９４９号
大阪府東大阪市長田３－８－16－805
破産者　工藤　芳彌
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２号
兵庫県西宮市本町９番２－103号、前住所兵庫県西宮市段上町５丁目９番４－421号
破産者　中谷　宏文
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第５８９号
兵庫県高砂市米田団地５番406号　菊地藤枝方、住民票上の住所兵庫県姫路市飾磨区三和町８番地クリーンピア飾磨502
破産者　門脇　好男
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５９７号
兵庫県姫路市白国４丁目２番20号ピュアハイツ202号、従前の住所兵庫県姫路市増位新町１丁目８番地２藤和しらさぎハイタウンＡ－403
破産者　藤井　邦博
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１１７号
北海道江別市野幌美幸町11番地の１　ウィンディアＡ１－101、破産開始決定時の住所北海道江別市大麻中町２番地の50　コーポレンガ201号
破産者　中村　英利
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０号
函館市美原２丁目21番６号
破産者　小島　榮子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１３２号
北海道帯広市西10条南40丁目２番５号
破産者　菅原　清壽
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字清水浜２番地２
破産者　鈴木　貞年
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第５９号
宮城県本吉郡南三陸町歌津字尾崎104番地
破産者　阿部　正弘
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第３１４号
秋田市外旭川字八幡田306番地５
破産者　大渕　紘一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８０号
秋田県仙北郡美郷町六郷東根字一ツ屋121番地
破産者　佐々木洋之助
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２１２８号
横浜市南区三春台92番地　ポートハイム三春台304号
破産者　小田　忠信
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９６号
川崎市宮前区東有馬４丁目22番22―508号
破産者　田野　勝司
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２８５号
神奈川県三浦市天神町14番14号
破産者　川口　　径
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部